

◎新潟県告示第171号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成27年2月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 指定する形質変更時要届出区域  
柏崎市赤坂町字上ノ山1317番1の一部
- 2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
水銀及びその化合物